

仕 様 書

総 則

この仕様書は、宍粟市（以下「発注者」という。）が令和7年度に発注する「本多公園支障木伐採剪定業務」について、必要な事項を定める。

1. 業務名：本多公園支障木伐採剪定業務
2. 履行場所：宍粟市山崎町鹿沢 地内
3. 履行期間：契約日の翌日から令和8年3月31日まで
4. 業務内容

別図、「対象支障木箇所図」に示す①～③の樹木について伐採又は剪定、搬出を行う。

- ①② 伐採 クスノキ2本（伐倒、枝払、玉切、伐採木の搬出、枝葉の処分を含む。）
- ③ 剪定 クスノキ1本（枝葉の処分を含む。）

（１）実施方法

《伐採》

- ① 周辺施設等を損傷しないように注意深く行い、原則として地際（地表面から10 cm以内）で処理すること。
- ② 伐採後芽が出てくることがないように対策を施すこと。
- ③ 原則、人力昇樹工による伐採とし、安全に配慮すること。ただし、安全を確保できる作業方法であれば、他の方法でも可とする。
- ④ 周辺樹木、施設等に損傷の恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。
- ⑤ 伐採した樹木は枝払いを行い玉切ること。なお、玉切りの長さは発注者と協議の上決定する。
- ⑥ 玉切りを行った木材については、木材市場へ搬出すること。搬出した木材の売払代金は市の収入とする。
- ⑦ 未利用材、枝葉等については、処分先に搬出し適切に処分すること。なお、有効活用の制限を行うものではないが、その際は関係法令等を遵守すること。
- ⑧ 吊るし伐り又は木材の搬出に必要となるクレーン等の重機は山崎小学校敷地に設置可能とする。ただし、設置時期については発注者と協議の上決定する。

《剪定》

- ① 剪定は、強剪定を基本とする。その上で樹形のバランスを考慮し、不要の枝は付け根から切り取る。剪定後の切り口には必要に応じて薬剤を塗布し、枯れ枝、破損枝も切除すること。
- ② 剪定した枝葉は、速やかに処理し、枝葉が残らないように周辺の清掃を行うこと。

5. 負担区分

業務遂行に必要な用具、重機及び資材等は受注者の負担とする。

6. 安全の確保

受注者は、業務遂行に当たり適切な安全対策を施し、事故のないように安全管理には万全の注意を払うこと。また、周辺施設及び施設利用者の安全に十分注意し迷惑をかけることのないよう配慮すること。

7. 提出書類

(1) 業務工程表

業務の作業工程表を提出し、発注者と協議のうえ安全に業務を行うこと。

(2) 業務計画書

業務に当たっては業務計画書を提出し、担当職員と十分協議の上、安全な管理を行うこと。

(3) 業務写真

作業前と作業後が対比できるように整理すること。また、作業状況（伐採、剪定、搬出）がわかる写真も添付すること。

(4) その他

その他発注者が必要を認めた書類。

8. 留意事項

(1) 作業中に周辺施設等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により復旧を行うこと。この場合、復旧方法については、発注者との協議により決定すること。本業務の周辺には、文化財施設、小学校、図書館があるため、安全管理には特に留意すること。

(2) この仕様書は、本業務の概要を示すものであるが、本書に記載のない事項であっても現場の状況に応じて、発注者が必要と認める軽微な業務については実施すること。また、発注者の要請により連絡を受けた場合は、受注者は速やかに必要な措置を行い、要請があれば書面にて報告を行うこと。

9. その他

(1) 業務完了後、「委託業務完了報告書」を作成のうえ提出すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うものとする。

(3) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(4) 原則、変更は行わない。現地を確認の上見積もりを行うこと。

(5) 作業時期は、学校の春休み期間を考慮して計画すること。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。



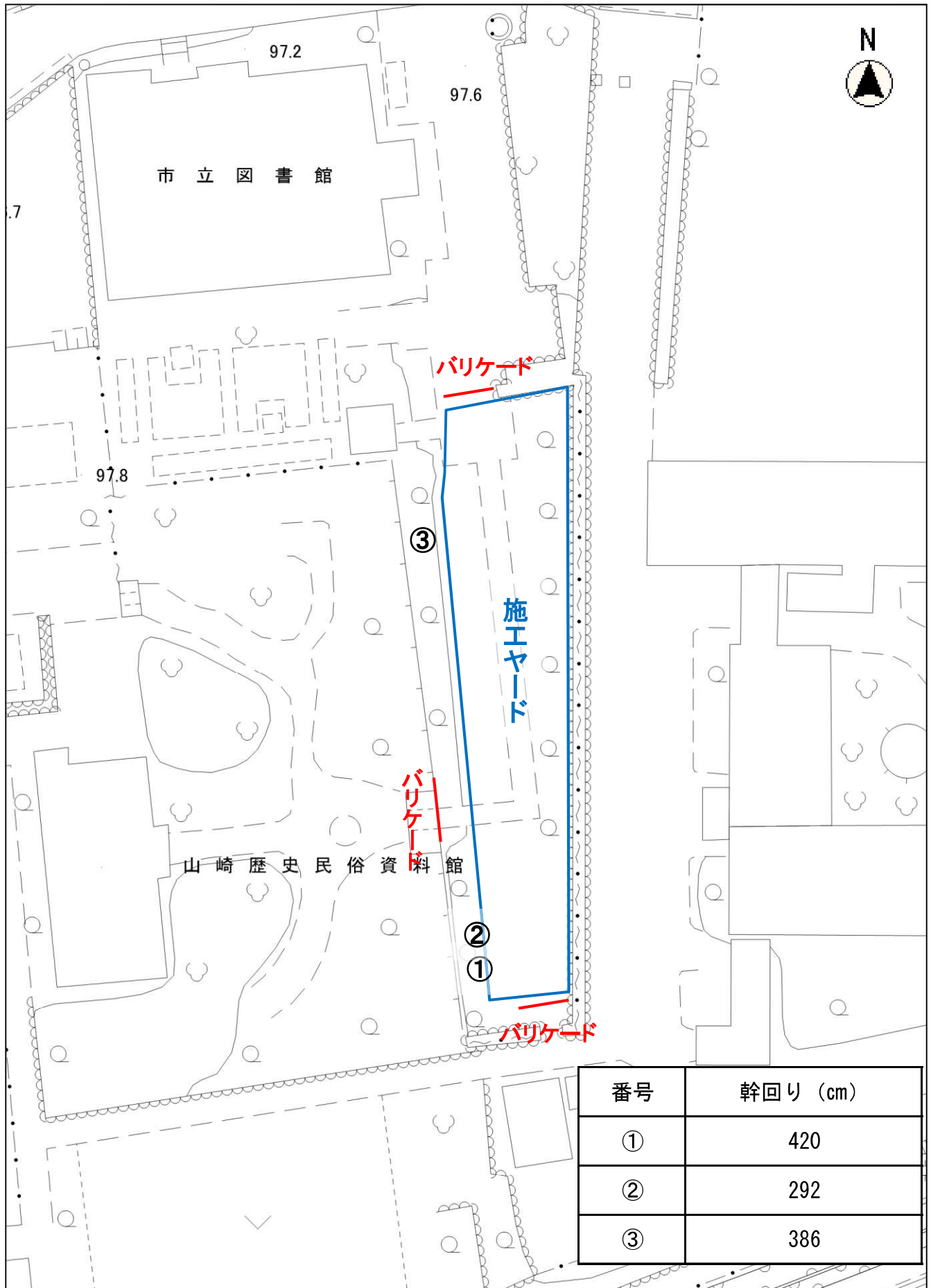
位置図

縮尺 1 : 1500

本多公園支障木伐採剪定業務



対象支障木箇所図



縮尺 1 : 500

10 5 0

現況写真



①②伐採

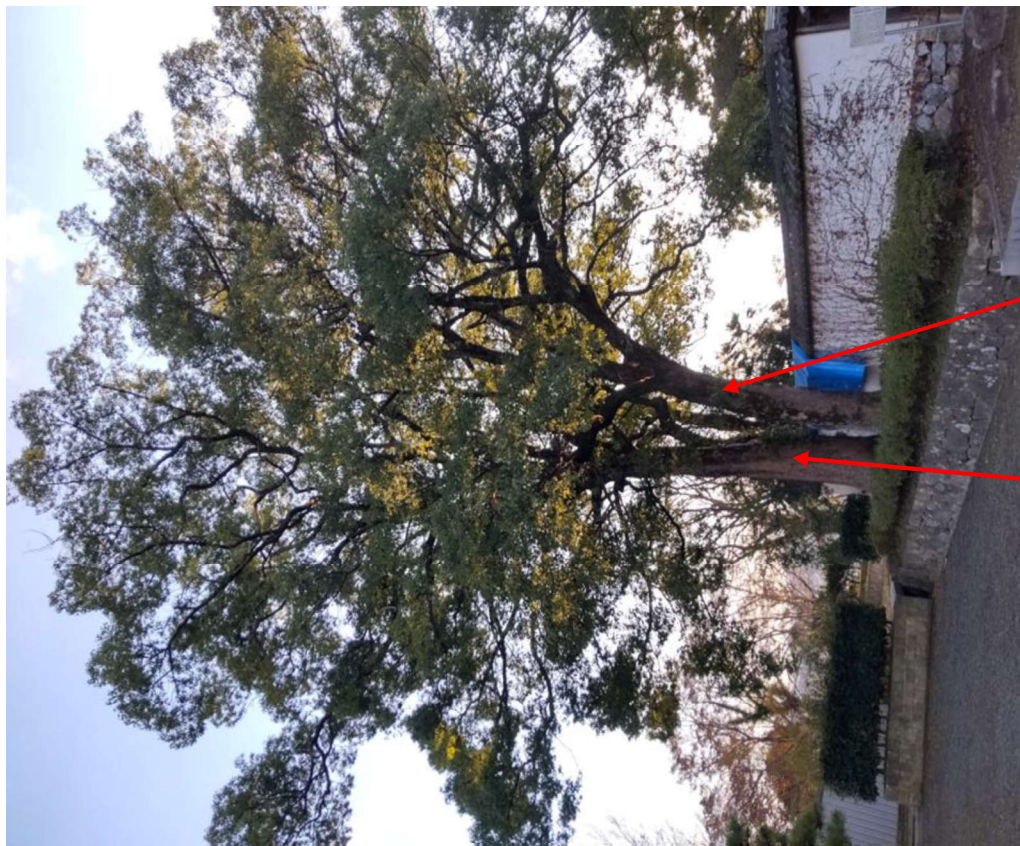
③剪定

現況写真



①伐採

②伐採



①伐採

②伐採

現況写真

